

【議事録】2025年度第1次政府予算編成に関する要請行動

日時：2024年6月17日（月）9時00分～10時30分

場所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：＜水管理・国土保全局 上下水道企画課＞

堂菌上下水道事業調整官、草川企画専門官

自治労：岩本議長、森田副議長、福永事務局長、上杉部会長

森副部会長、藤原副部会長、大内幹事、島垣幹事

要請内容：

【水道行政の移管】

1. 水道行政について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が担い、うち水道水質基準の策定等は環境省の所管とされたことから、引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保を行うこと。

<回答>：行政移管から二ヶ月が経過した。行政移管したことで良くなったといわれるように、国土交通省、環境省とも取り組んで参りたい。予算については、厚労省時代から減ることなく予算を確保することができた。国庫補助のメニューについても、耐震化のメニュー創設や、Aジャンプなどの新技術の開発についてのメニューなど充実させてきた。水質については環境省が主に担当しており、二省に跨ることから、縦割りとなりうまくいかないのではという懸念の声があったが、環境省と定期的に意見交換を行っている。また、厚労省時代、水道課水質室から、人員がそのまま移動していることもあり、二省間で連携して、日々改善に取り組んでいる。特に、PFASの問題では、水道の水質面で懸案されており、環境省も水質に責任をもつが国交省としても、事業者と水質基準を達成していくために、二省で連携して取り組んでいく。

【ウォーターPPP】

1. 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」にてウォーターPPPが推進されたが、コンセッション導入後の検証を行い、導入にあたっては各自治体の判断によるものとする。また、導入後の運用について、ガイドライン等を策定するとともに必要な人員配置や技術力向上にむけた支援を行うこと。

<回答>：コンセッションは、宮城県で第1例目となり、事業開始から二年半が経過した。一時期、濁度が上昇するトラブルがあったが、モニタリングによるフィードバックによって改善に至った。事業運営についても、改善が図られ、概ね当初の予定どおり運営されている。導入にあたっては各自治体の判断とすることについては、厚労省時代から変わらず、官民連携は地域の実情に応じて水道事業者が基盤強化という観点から必要となる時に、実施されるものと考えている。引き続きこのような観点から官民連携を推進する。また、官民連携の手引きの改定については、人員配置や技術力向上に向けた支援等30年改正法の基本方針で、必要な人員の確保についてあげたが、国交省に移管に際して、厚労省の基本的指針から国交省の基本的指針として名称がかわったが、指針は変わらず引き継がれている。

【災害復旧・災害応援について】

1. 2024年1月1日に発生した能登半島地震において、改めてライフラインの重要性が認識されたことから、引き続き自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と被災地への人的支援など国として必要な措置を講じること。
また、国土交通省が水道の復旧支援へ関与したことから、上下水道一体での災害対応のあり方を検討すること。

<回答>：三月に上下水道地震対策検討委員会という有識者・自治体で構成する会議をたちあげて、能登半島地震の被災の状況について、レビューを行うと共に、それを踏まえた対応をどうしていくか、先日中間とりまとめを公表した。特に、能登半島地震では基幹となる施設に対して被害があった。全ての水道施設を耐震化することが望ましいが、自治体の財政事情などを考慮すると、一度に

すべての施設を耐震化することは難しいと考えており、委員会では、急所や基幹となる施設を優先して耐震化していくべきではないかという方針を打ち出しているところである。8月に向けて取りまとめをする予定であり、引き続き取り組んで参りたい。

2. 大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材（組立式給水タンクなど）、災害復旧資材の拡充及び給水車の冬季時によるスタッドレスタイヤの使用など整備に対する費用や運転に必要な免許取得に要する費用について、国庫補助対象とすること。あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。

<回答>：基本的に国の支援は、施設整備に対するものが原則であり、応急給水の資機材関係については、水道事業体の皆様で用意していただくのが、基本と考えている。課題として挙げているのは理解している。能登半島地震において、日水協の枠組みのなかで給水車を派遣していたが、スタッドレスタイヤの使用が条件であり、支援に行けない事例があったと聞いている。給水車については、現在全国で1500台、最多の東京都50台から事業体ベースでみると0台のところもあり、考えていかなければいけないと思っている。

3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が加えられたが、水道施設が被災した場合の復旧方法として、速やかに復旧すべき「応急工事」や原形復旧に限定しない「原形復旧不可能」、「原形復旧困難」および「原形復旧不適當」に該当する際の復旧など弾力的な運用をはかること。水道施設及び水道施設に行くために必要な各種道路が被災した場合、ライフラインの早期復旧を果たすため、各種道路の復旧が早期実施されるよう関係省庁に働きかけること。

<回答>：災害により被害をうけた施設については、負担法によって事業分の一部を補助している。厚労省時代に予算補助であったものが、法律補助になったことで補助率についてはあがる方向である。負担法になると市の財政力指数に応じて補助率が変化する。具体のパーセントはお示しできないが、今回の能登半島地震を例に挙げると、一般的な公共土木負担法による補助率は直近五年間で平均83%であるのに対して、今回は水道施設への補助はそれ以上である。また、水道の仮復旧も国庫補助の対象としている。各種道路が被災した際のライフラインの早期復旧は、国交省への移管で、良くなったことの一つだと考えている。国交省には、TEC-FORCEという技術支援チームがあり、今回の能登地震でも活躍いただいた。珠洲市宝立浄水場の搬入口が入れない状況をTEC-FORCEが珠洲市から連絡を受けて、搬入口を啓開した事例があった。今後の災害でもこのようなことが、できるように参りたいと考えている。

【水道事業関連】

1. 水道事業の基盤強化について

(1) 公共の福祉に基づく安心・安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

<回答>：基本方針は厚労省から国交省へそのまま引き継がれており、引き続き取り組んで参りたい。小規模な自治体への支援については、財政的支援では簡水へのメニュー拡充や、技術的にも都道府県への広域化推進プランを作成いただいている。広域連携によって、全体で広い範囲で基盤を強化していくことや、施設台帳整備では、毎年一回フォローアップして台帳を整備しているか確認をさせていただいている。上水道はほとんどできているが、簡易水道では進んでおらず、個々の事業体の名前が見えてきている。基盤強化には台帳が大前提であり、今後進めていくなかで、台帳が作成できない事業体などから問い合わせがあろうかと思われるので、それに対応するかたちで、基盤強化になるのではないかと考えている。

(2) 水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業体が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。

<回答>：和歌山県での水管橋崩落事故を受けて、今年の四月から水管橋についても点検義務とした。国庫補助の対象化は、国の財政が厳しい中で、一番効果的に財政支援ができるように日々制度を考えている。今、次年度予算要求がこれからとなるので、皆様からのご意見をいただきながら、水道の国庫補助のあり方も考えて参りたい。

(3)簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。

<回答>：一部、統合後簡水は財政支援の対象としている。更なる支援という要望かと思うが、具体的な話などまたお聞かせいただきたい。

(4)電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。また、水道台帳整備に関する地図データシステムの構築などの減価償却に関して、地方公営企業法施行規則別表第2の適用基準が不明確であることから、ガイドラインの策定など必要な措置を講じること。

<回答>：設備の更新を対象にはできていない。さきほど同様また具体的な詳細をお聞かせいただければと思う。地方公営企業法については、総務省でされているかと思うので、問題意識として承った。

2. 自然災害も含めた危機管理対策について

(1)各事業者が業務継続計画(BCP)の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援すること。

<回答>：BCPのマニュアルについては、毎年運営状況調査で取り組み状況を調査して、状況を全国主管課長等会議でお知らせしている。達成率はなかなかあがらないが、わかりやすいようにいただいた意見なども踏まえて取り組んで参りたい。

(2)過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。あわせて、災害時の水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

<回答>：地震対応の手引きは日水協からでており、我々としても日水協と連携し、災害対応を充実させていきたいと考えている。有識者会議の場では、日水協にも来ていただいております。これを踏まえて、先ほど申し上げた委員会のなかでも、これから中間とりまとめを行っていくところである。電気については、これまでの大雨の被害があった時に、経産省を通じて電源車を電力会社からポンプ場に派遣いただく等の対応を行ってきたところである。今後の災害が発生した際にも早期復旧と、復旧まで時間を要する場合には電源車の派遣することで、国としても調整して対応してまいりたい。

3. 水道事業政策について

(1)都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう助言すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業者の同意を得て策定するようあらためて助言すること。

<回答>：事業統合ありきで進められている都道府県はあまりないだろうと認識している。地域の実情に応じた取り組みが大事であり、各関係者で話し合いながら進めていただければと考えている。基盤強化計画の策定にあたっては、水道法であらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならないという法律事項になっているため、同意を得て進められることになると考えている。

(2)「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずるとともに、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるよう働きかけること。

<回答>：基本方針で、地域における水道事業を将来に渡って実施していくためには、水道事業の運営に必要な人材の育成や確保も極めて重要としている。個々の事項について、各水道事業者の皆様に取り組んでいただいているというふうに考えている。また、災害時の対応では、危機管理対策マニュアル策定指針や、BCPのマニュアル等を策定して、必要な体制を確保できるようお願いをしている。

(3) アセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な財政支援を確保すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。

また、そのために必要な人的支援や技術的支援にとどまらず、将来における水道事業の在り方に関して、国としてどのように捉え、どのような対策が必要なのかビジョンを明確にすること。

<回答>：アセットマネジメントは非常に重要だと考えている。人口減少社会によって水道料金収入が減っていくなかで、施設更新も増えており、経営が苦しくなってくるのが想定される。このようななかで、アセットマネジメントを実施して、必要な施設更新と水道料金の減少を見える様にするすることで、経営状況を把握することができる。これをもって、水道事業管理者の皆様にも事業を営んでいく観点から必要な水道料金の値上げ等を行い、水道料金収入を確保して、施設を整備する。これが、水道事業の健全で長期的な経営に繋がっていくと考えている。そこに至る第一歩がアセットマネジメントであり、水道事業の将来につながっていくため、お願いをしたい。

(4) 公共の福祉の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう国が発注事業者に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業者の人材確保と技術力の継承には配慮すること。

<回答>：先ほど申し上げたように、現在宮城で動いている。我々としてもしっかりと取り組んで参りたい。

(5) 電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上がはかられているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。

<回答>：計量法を所管しているのは経産省であり、昨年度経産省に対して、検討が必要ではないかと話をしている。また、経産省でも日水協やメーカーと話し合いがなされていると伺っている。引き続き、取り組んで参りたい。

(6) 水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を周知するなど引き続き情報を共有すること。

<回答>：労働者の安全衛生向上については労働安全衛生法に基づく、労働安全管理体制の確立や、労働災害防止策などの具体的な措置が水道事業や受注者において、講じられることが重要である。労働安全衛生対策は、厚生労働省の所掌であるが、国土交通省としても、関係団体と連携して職場における労働者安全と健康の確保、快適な職場環境が確保されるよう取り組んで参りたい。

(7) 水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえるよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。

<回答>：上下水道グループとしては毎週月曜日に上下水道情報インフォメーションというメルマガリストを関係者に周知しており、こういったものを活用して周知するなど取り組んで参りたい。

意見交換：

【補助金について】

自治労：水道行政が移管されてから二ヶ月が経過したが、トラブル等も事業者との間でなかったと聞いている。一部水質については、環境省へ移管されたがPFOS/PFASなど、関係省庁と引

き続き連携して取り組んでいただきたい。今年度、例年 100%内示があったメニューが、今年度要望額に対して満額と至らなかった事例があった。満額に近い形で支援いただけるようにご尽力いただきたい。

国交省：水道行政の移管に伴って大きな問題がなかったとのことで、安心した。補助金について、要望額 100%内示できなかったのは、100 年ぶりのことである。予算額としては、厚労省時代から、ほぼ同等で確保できたが、これまで以上に多岐にわたる要望があり、今回は満額の内示をすることができなかった。我々もしっかりと予算を確保できるように努めて参りたい。

【災害復旧・災害応援】

自治労：能登半島地震発災から厚労省、国交省より三人ずつ現地へ職員を派遣されていたが、現地ではどのような事を行っていたのか、また今回の震災を踏まえた検討会等で議論されている、今後の復旧・復興や耐震化等のとりまとめの方向性についてお聞かせいただきたい。

国交省：発災後、1月2日に名古屋から給水車が現地にはいって応急給水がなされて、1月5日から、厚労省・国交省上下一体で現地に支援に入った。今回は給水車の支援が、日水協・自衛隊・地整と3つの箇所からの派遣があり、これまでは2ヶ所からの派遣であったが、それぞれで活動を行っていた状況であったため、連携がとれる様に調整を行った。現地で自衛隊の給水担当者と日水協の災害対策本部と話しをしてもらい、派遣の計画と市町村からの応急給水のニーズを交換して、これらを厚労省・国交省のチームでリスト化して、関係者に配布した。補水のポイントも当初は金沢の浄水場からと、運搬に多くの時間を要していたため、補水ポイントを北へもっていくことを考えていた。

自治労：私も現地に入り、気づいた点として、七尾市に能登総合病院といった大きな市の施設などは、受水槽に直接水を入れる必要があり、加圧式給水車の必要性を感じた。また、自分の自治体からは4t車を持って行ったが、病院の拠点給水ポイント等は、なかなか追いつかず、三重県内の自治体から10t車の派遣があり、その病院の専属で配置するといった事例があった。普段は大型の給水車は使い勝手が悪いが、災害時においては、役立つことを実感した。補助の拡充のなかで、給水車や応急資機材については対象とすることは難しいと聞いたが、加圧式の場合は2tで約3000万円と高額であることから、補助の対象としていただければと思う。また、組み立て式のパネルタンクで、容量は1tで一台あたり約50万のものがあり、セルフサービス式にはなってしまうが、これを置いておくことで、住民が夜中でも水を確保できるため、数を増やすことができればよいのではないかと感じた。

【水道料改定 について】

自治労：これから人口減少もあり、職員の数も減っていくことが予想されるなかで、各事業体において厳しい状況にある。自治体では公務員の人員削減があり、自分の自治体では3割程度削減する適正化計画が行われた。その削減人員のなかに、公営企業職員も含まれている。それに相まって、水道事業が指定管理となり、技術職を減らした。窓口業務については、個人情報扱うため、外部に出すことが難しいという意見や、委託業者側も個人情報を取り扱うリスクが生じるため、技術業務を中心に請け負いたいという経過があった。これらの職員の削減によって、人事の流動性が低下し、技術職場にはなかなか職員が配置されない負のスパイラルに陥った。こういったことも踏まえてBCP策定を行っているが、まずは国からも料金改定の推進をしていただきたい。

国交省：定員の関係は所掌としては対応することはできないが、一方で、水道事業に携わる職員が減っていることは、主幹部長会議や各種講演の場でお知らせして周知をしている。料金について、料金を決めるのは、議会や市民の方々であるが、我々としても客観的状況から現状の料金だと将来にどのようなになるのか示せる手段をお知らせできるよう取り組んで参りたい。

自治労：普段のランニングコストに加えて、老朽化した管路の更新なども含めてある程度のシュミレーションをたてられるのではないかと考えている。しかし、料金は各自治体の議会の決議が必要であることから、どこの自治体も他自治体が料金改定するか待っている様な状況に陥っているのではないかと考えている。料金が上がることによって、よりよくなることをアピールしていただければと思う。

国交省：去年の7月に水道課長から通知を発出した。色々なところから反響があり、水道料金を上げなければならないと思ったという事業者もいくつか話をきいている。この様な国からの通知も活用していただければと思う。

【水道メーターの法定耐用年数について】

自治労：計量法でメーターの法定耐用年数は8年と定められているが、メーター費用は大きな負担になっている。また、年数が伸びることによって、経費の削減だけでなく、作業効率化が図れることから、引き続き見直しの働きかけをお願いしたい。

国交省：しっかり取り組んで参りたいと考えている。現在、事業体の関係では日水協と東京都水道局、メーカー側の関係業界とも話しをしている。しかし、法定耐用年数を変えるにも根拠となるデータが必要になってくる。また、耐用年数を変えるにしても10年なのか12年なのか、これらほどのデータに基づいて行われるのかということになる。メーカー側も必ずしも否定的な意見があるわけではないので、それぞれで話あって進めて参りたい。

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について】

自治労：公共土木施設災害普及事業について、省庁移管による事業変更があったが、昨年度災害時には従来の水道事業復旧事業費等を活用して、復旧工事を実施していた。その際も、原則災害復旧という定義は原形復旧に限られている認識をもって実施をした。今回行政移管により、既存の公共土木施設災害普及事業の対象に水道事業が追加され、水道施設においても応急工事や原形復旧困難に該当する復旧も、弾力性をもって今後復旧工事が可能になったと認識している。しかし、HPに掲載されている「令和6年発生災害国土交通省所管公共土木施設被害報告」の件数を確認したところ、水道事業では4月から、下水道事業では1月からの統計となることや能登半島地震の影響もあるかと思うが、下水道では1月から5月末までに241件、水道では4月から1件と差が大きくある。個人的に所管変更に伴って事業が変わったことによる申請の遅れなどが起因しているのではないかと推測をしている。また、復旧工法の応急工事、原形復旧不可の際の仮工事というのが不慣れな為、具体的な事例等を含めたガイドラインの改定をお願いしたい。

国交省：負担法の対象になるのは今年の4月以降に発生した災害となる。能登半島地震については、厚労省の時代の仕組みのなかでの予算補助になる。ただし、移管することもあり、補助率については厚労省の要綱で負担法と同じ割合を用いて今回はさせていただいた。ガイドラインについては、負担法での災害復旧については検討中のため事例があればまた教えていただきたい。